

職員の不正行為

1件 不当金額(支出) 792万円

海上自衛隊横須賀造修補給所において、資材部資材第2科員であった自衛官2名が、艦艇の補給科員であった自衛官3名と共謀し又は単独で、糧食の調達事務に従事中、艦艇に納入する糧食を請求する際に品目や数量を水増しして請求するなどし、平成24年12月から30年9月までの間に、共謀した納入業者の銀行口座に水増し分の代金計792万円を含む糧食の代金を振り込ませ、同納入業者から水増し分の代金の一部を現金等で受領して上記の自衛官計5名で領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和2年7月までに全額が上記の資材部資材第2科員であった自衛官2名及び同納入業者から返納されている。